

帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

令和2年4月1日に機構改革が実施されることに伴い、審議会および専門部会の庶務を行う部課名に変更が生じるため、帯広市健康生活支援審議会運営要領第4条第1項から第5項を以下のとおり改める。

帯広市健康生活支援審議会運営要領新旧対照表(変更部分抜粋)

新(改正案)	旧(改正前)
<p>第1条 (略)</p> <p>(専門部会の設置) 第2条 (略)</p> <p>(専門部会への委任) 第3条 (略)</p> <p>(専門部会の庶務) 第4条 次の各号に掲げる専門部会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課が、<u>市民福祉部地域福祉室地域福祉課</u>の協力を得て行う。</p> <p>(1) 地域医療推進部会 <u>市民福祉部健康保険室健康推進課</u></p> <p>(2) 健康づくり支援部会 <u>市民福祉部健康保険室健康推進課</u></p> <p>(3) 児童育成部会 <u>市民福祉部子ども福祉室子ども課</u></p> <p>(4) 障害者支援部会 <u>市民福祉部福祉支援室障害福祉課</u></p> <p>(5) 高齢者支援部会 <u>市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課</u></p> <p>以下(略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(専門部会の設置) 第2条 (略)</p> <p>(専門部会への委任) 第3条 (略)</p> <p>(専門部会の庶務) 第4条 次の各号に掲げる専門部会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課が、<u>保健福祉部社会課</u>の協力を得て行う。</p> <p>(1) 地域医療推進部会 <u>保健福祉部健康推進課</u></p> <p>(2) 健康づくり支援部会 <u>保健福祉部健康推進課</u></p> <p>(3) 児童育成部会 <u>子ども未来部子ども課及び子育て支援課</u></p> <p>(4) 障害者支援部会 <u>保健福祉部障害福祉課</u></p> <p>(5) 高齢者支援部会 <u>保健福祉部高齢者福祉課及び介護保険課</u></p> <p>以下(略)</p>

帯広市健康生活支援審議会運営要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この要領は、帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年条例第21号。以下「条例」という。）及び帯広市健康生活支援審議会条例施行規則（平成14年規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門部会の設置）

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
地域医療推進部会	地域医療の推進に関すること。
健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
児童育成部会	児童の健全な育成に関すること（おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画及び帯広市障害児福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
高齢者支援部会	高齢者の自立した生活の支援に関すること（帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。

（専門部会への委任）

第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。

- (1) けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市障害児福祉計画及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。
- (2) それぞれの専門部会の所掌事務に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の議決により委任することが適当と認めたこと。

(専門部会の庶務)

第4条 次の各号に掲げる専門部会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課が、市民福祉部地域福祉室地域福祉課の協力を得て行う。

- (1) 地域医療推進部会 市民福祉部健康保険室健康推進課
- (2) 健康づくり支援部会 市民福祉部健康保険室健康推進課
- (3) 児童育成部会 市民福祉部こども福祉室こども課
- (4) 障害者支援部会 市民福祉部福祉支援室障害福祉課
- (5) 高齢者支援部会 市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課

(会議の招集)

第5条 会長は、条例第7条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書で委員に通知するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の議題

2 会長は、前項の規定により通知を行うときは、会議の資料を合わせて送付するように努めるものとする。

第6条 条例第7条第2項の規定により会議の招集を請求しようとする委員は、次に掲げる事項を記載した文書を会長に提出するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 招集を求める委員の氏名

(会議の公開)

第7条 会長は、会議を公開している場合において、議事の進行を妨げるおそれがあると認めるときは、傍聴者に対して退場その他の事項を命じることができる。

2 会議の資料は、公開する。ただし、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 会議を開催したときは、議事録又は議事要旨を作成し、これを公開する。ただし、議事録を作成した場合において、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、その全部又は一部を非公開とすることができる。

第8条 審議会は、個人の秘密に関する調査審議を行うときは、条例第9条ただし書きの規定により、会議を非公開としなければならない。

2 審議会は、会議の資料又は議事録に個人の秘密に関する事項が含まれているときは、前条第2項ただし書き又は第3項ただし書きの規定により当該資

料又は議事録の全部又は一部を非公開としなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条から前条までの規定は、専門部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に所属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月20日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定（高齢者支援部会に係る部分に限る。）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月25日）

この要領は、平成16年8月25日から施行する。

附 則（平成17年7月27日）

この要領は、平成17年7月27日から施行する。

附 則（平成18年8月25日）

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

附 則（平成19年2月28日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日）

この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附 則（平成22年2月24日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日）

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成29年11月28日）

この要領は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（令和2年2月19日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。